

S O F T I C判例ゼミ 2020（第7回）の感想

栗田英一

著名な訴訟である音楽教室事件の発表を担当しました。

まずは、お忙しい中、ゼミに御参加下さり、御経験に基づく貴重な御説明をして下さった安藤先生に感謝いたします。思いがけず、ギターによる実演も御披露して下さい、ギターのコード進行、ベースライン、ドラムパターン等について、具体的な理解を深めることができました。

拙い発表を前に、的確な交通整理をして下さった小倉先生、岩原先生、有り難うございました。

ゼミ生の本件判決に関する賛否については、みな結論において賛成でしたが、判決を正当化する根拠については、

- ① 演奏の対象が如何なる場合にも音楽著作物と判断してよいのか。むしろ編曲者による音のフレーズの可能性もある。当該フレーズは音楽著作物と全く違うこともあり得る。そうした演奏について常に創作性が認められるのか。
- ② 教師とのマンツーマン授業での生徒による演奏が、音楽教室による「公衆」に対する演奏と判断してよいのか。
- ③ 教師と生徒との個人的・継続的な結びつきを重視すべきではないか（音楽教室は他の習い事とは異なり、同じ教師に継続的に習うことが多い）。
- ④ 音楽教室の学校教育を補完している役割を重視すべきではないか。

など、本件判決の相当性に再考を迫る論点が次々と指摘され、とても刺激的な時間となりました。

本件判決の「演奏の主体」の判断枠組みについては、クラブキャッツアイ最高裁判決の管理支配と利益帰属の枠組みを実質的に踏襲している印象があり、この点について、3月18日に下される予定の控訴審判決がどのような判決をするのかについても注目したいと思います。